

F (Z) 01-01

宮本防第432号

県本部各部課長

平成6年3月1日

殿

県下各警察署長

宮城県警察本部長

地域防犯連絡所の設置及び運営に関する要綱の制定について（通達）

近年、地域社会の著しい変化に伴う犯罪抑止機能の低下により、地域住民に不安を与える犯罪が増加傾向にある。

このような情勢下において、地域の平穏と安全を確保するためには、地域住民と警察が一体となって地域安全活動を推進することが肝要であることから、地域住民の自主防犯活動の拠点となる地域防犯連絡所（以下「連絡所」という。）の設置促進と効果的な運営を図るため、別添のとおり「地域防犯連絡所の設置及び運営に関する要綱」を制定し、平成6年3月1日から施行することとしたので、各警察署にあっては、速やかに必要な措置を講じられたい。

記

1 制定の趣旨

地域住民の自主的防犯活動の拠点として運用されてきた防犯連絡所は、民間防犯組織である単位防犯協会の下部機構として、「防犯連絡所の設置および運営に関する基準要綱」（昭和41年9月30日付け宮城県防犯協会連合会長通達）に基づき、設置・運営されてきたもので、現在、県内には8,494か所（発足時50世帯に1か所）設置されている。しかし、同連絡所は、発足後27年を経過しており、この間、時代の変遷とともに地域住民の連帶意識の希薄化、世代交代等が顕著にみられ、防犯連絡所本来の活動の目的である防犯座談会の開催、防犯診断及び防犯パトロールの実施、防犯広報

の推進等が機能しなくなつており、防犯連絡所そのものが形骸化してきている現状にある。

こうした情勢の中で、地域の平穏と安全を確保するために、既存の防犯連絡所を新たな視点で見直し、地域住民の自主防犯活動の拠点にふさわしい「地域防犯連絡所」として再編成し、地域住民と警察が一体となって地域安全活動を推進できるよう本要綱を制定したものである。

2 運用上の留意事項

(1) 設置基準等

ア 連絡所の設置基準を示したものであり、連絡所を地域住民の自主防犯活動の拠点として位置付け、その基準は各警察署の管轄区域内における行政区・町内会、住宅状況、犯罪発生状況、交通環境、交番等の所管区域等を考慮し、おおむね100世帯に1か所の割合としたほか、警察署長（以下「署長」という。）が、特に必要と認めた場合はこれの増減ができるとした。

イ 単位防犯協会、地区防犯協会連合会及び警察との緊密な連絡の下に地域安全活動を推進するため、連絡所に「地域防犯連絡員」（以下「連絡員」という。）を置くこととし、連絡員には、地域の事情に精通した地域住民をもって充てることとした。

ウ 「地域防犯連絡所班長」（以下「班長」という。）は、連絡所の取りまとめ等を行う者として、派出所、駐在所及び署所在地派出所（以下これらを「交番等」という。）ごとに、所管区内の連絡員の中から1人を置くこととした。

この場合、班長が設けられない受持地区にあっては、班長に代わる連絡責任者等を設けることとした。

エ 「地域防犯連絡所総代」（以下「総代」という。）は、班長を統括す

る者として、警察署ごとに班長の中から1人を選出することとし、その下に副総代1人を置くこととした。

(2) 連絡員等の委嘱

連絡員、班長及び総代（以下これらを「連絡員等」という。）の選考方法、資格要件及び委嘱方法について定めた。

ア 「会員等」とは、特に地域の信望が厚く、防犯活動に対する理解があり、実践活動を推進できる女性（特に主婦）、PTAの関係者、青年団の活動者、年長者等をいう。

イ 連絡員等の委嘱状況を把握して効果的な連絡網を確立するために、警察署において「地域防犯連絡所名簿」を作成し、地区防犯協会連合会（以下「地区防連」という。）、単位防犯協会、連絡所並びに警察署防犯少年課、同地域課及び交番等に名簿を備え付けることとした。

(3) 任期

ア 連絡員等の任期は2年としたが、町内会等の役員に委嘱した場合、その役職を退任した後であっても、原則として任期を継続することとした。

イ 連絡員が任期中に委嘱を取り消された場合には、後任者を委嘱することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。また、再任は改めて委嘱状を交付して行うこととした。

(4) 解嘱

署長及び地区防連会長が連絡員等を解嘱することができる場合を定めたもので、「その他連絡員等としての適格性を欠くとき」とは、犯罪を犯した場合のほか、社会道徳上ふさわしくない行為を行った場合をいう。

(5) 連絡員等に対する指導

ア 連絡員に対しては、常に地域住民、町内会等と連携を密にし、警察に

に対する要望、意見等を取りまとめ警察及び班長に連絡・通報するとともに、警察からの指導・連絡や地域住民の要望・意見を取り入れた自主的な防犯活動が推進されるよう指導すること。

イ 広報資料の配布・回覧に当たっては、町内会の回覧網を活用するなど、地域住民に情報が確実かつ早期に伝達できるように指導すること。

ウ 警察と住民との会議等は、地域防犯座談会、町内会における会議等各種会合を活用して行い、住民の要望・意見を警察行政に反映するよう指導すること。

エ 班長及び総代が交番等及び地区防連事務局を訪問した場合に、地域防犯活動に関する連絡及び調整が図かれるよう指導すること。

(6) 連絡所の表示等

ア 連絡所の表示板を、連絡員の委嘱の際に委嘱状と合わせて交付するとともに、連絡所が地域住民に一目で分かり、活用されるよう門扉、玄関等見やすい箇所に掲出させること。

イ 表示板は、連絡員の任期が満了し再任されなかったとき又は委嘱を取消されたときに自発的に委嘱者に返納されること。

(7) 立寄り基準

ア 地域警察官は、受持ち区内の連絡所に月1回以上立寄りを実施することとし、住民との良好な人間関係の保持に努めること。

なお、立寄りについては、できる限り多く実施すること。

イ 地域警察官以外の警察職員も、事件・事故の取扱い、聞込み捜査等の際に随時立寄りを実施すること。

(8) 指導及び連絡

警察職員の連絡員に対する指導及び連絡事項について定めたが、具体的には次に掲げたことに配意すること。

ア 指導及び連絡事項

- (ア) 犯罪、事故（交通事故を含む。）等の発生、検挙状況
- (イ) 自主防犯活動の実施要領
- (ウ) 困りごと相談活動の実施要領
- (エ) その他警察上必要と認める事項

イ 警察に対する地域住民の要望、意見等は、事前に配布している「防犯連絡カード」で受けるとともに、速やかに署長に報告し、迅速・的確に措置すること。また、その結果は相手方に連絡するなど、協力意識の高揚に努めること。

ウ 連絡所への立寄りに際しては、特に訪問時間帯、相手方の立場等を考慮し、積極的に協力が得られるよう配意すること。

エ 地域課幹部等は、地域に密着した活動を推進するため、連絡所に対する立寄り状況を把握し、隨時、勤務員に対する適切な指導教養を行うとともに、潜在実績としての評価に努めること。

(9) 連絡員会議

署長が開催する連絡員会議は、活動についての研修や犯罪情報交換等を行い、連絡員相互の連携の緊密化とともに警察と連絡員との連絡・協調を図るためのものであるから、会議開催に際しては、警察関係者はもとより、総代、班長等も参加できるよう配意すること。

(10) 関係機関、団体等に対する配意事項

市町村、地区（単位）防犯協会連合会、町内会等関係者に対しては、事前に、この制度についての目的、必要性等を説明して十分な協力が得られるよう配意すること。

別添

地域防犯連絡所の設置及び運営に関する要綱

1 目的

この要綱は、地域における犯罪等の発生を防止し、地域住民の生活の安全に寄与するため、地域防犯連絡所（以下「連絡所」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置基準等

- (1) 連絡所の設置基準は、おおむね100世帯に1か所とする。ただし、警察署長（以下「署長」という。）が必要と認める場合は、これを増減することができる。
- (2) 連絡所に地域防犯連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。
- (3) 派出所、駐在所及び署所在地派出所（以下これらを「交番等」という。）ごとに、地域防犯連絡所班長（以下「班長」という。）を置く。
- (4) 警察署ごとに、地域防犯連絡所総代（以下「総代」という。）を置く。

3 委嘱

- (1) 連絡員は、町内会、防犯協会、職域団体等の会員等の中から、署長及び単位防犯協会会长が協議の上選考し、署長及び地区防犯協会連合会長（以下これらを「署長等」という。）の連名による委嘱状（様式第1号）を交付して委嘱するものとする。
- (2) 班長は交番等の所管区内の連絡員の中から、総代は班長の中から、署長等が協議の上選考し、署長等の連名による委嘱状（様式第2号）を交付して委嘱するものとする。
- (3) 連絡員、班長及び総代（以下これらを「連絡員等」という。）を委嘱した場合は、「地域防犯連絡所名簿」（様式第3号）を作成し、これを地区防犯協会連合会（以下「地区防連」という。）、単位防犯協会、連絡所、警察署等に備え付けるものとする。

4 任期

連絡員等の任期は2年とし、連絡員等が欠けた場合は、補欠の連絡員等が前任者の残任期間在任することとする。また、それぞれの再任を妨げないものとする。

5 解嘱

署長等は、連絡員等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、解嘱することができる。

- (1) 本人が連絡員等を辞退したとき。
- (2) 長期の疾病等により活動を遂行できないとき。
- (3) その他連絡員等としての適格性を欠くと認められるとき。

6 任務

(1) 連絡員の任務

- ア 警察に対する住民の要望、意見等の取りまとめと地域防犯活動の連絡に関すること。
- イ 自主防犯活動の推進に関すること。
- ウ 警察及び防犯協会から住民への防犯広報資料等の配布・回覧に関すること。
- エ 警察と住民との防犯会議等の開催に関すること。

(2) 班長の任務

- ア 班会議の定期的な開催に関すること。
- イ 地域住民、連絡員からの地域情報の収集及び集約並びに班の活動に関すること。
- ウ 班内の住民を対象とした、防犯座談会、防犯講習会、防犯診断等の計画及び実施に関すること。
- エ 交番等との連絡及び調整に関すること。

(3) 総代の任務

- ア 班長の意見の取りまとめ並びに地域防犯活動に関する連絡及び調整に関すること。

イ 緊急な防犯対策を必要とする犯罪等が発生した場合における対策会議の開催等に関すること。

ウ 警察本部、県防犯協会連合会、他地区防連その他関係機関・団体等との連絡及び調整に関すること。

(4) 警察に対する住民の要望、意見等は、緊急の場合を除き「防犯連絡カード」（様式第4号）で行うものとする。

7 連絡所の表示等

(1) 連絡所には、連絡所を表示する表示板（様式第5号）を見やすい箇所に掲げることとする。

(2) 表示板は、連絡員の任期が満了し、再任されなかったとき又は任期中に解嘱されたときに速やかに返納させることとする。

8 警察職員の立寄り

(1) 地域警察官は、受持ち区内の連絡所について、月1回以上立寄りを実施すること。

(2) その他の警察職員は、連絡所からの要望、犯罪の発生状況等に応じて随時立寄りを実施すること。

9 指導及び連絡

(1) 警察職員は、連絡員に対し、犯罪の発生実態に応じた自主防犯活動、犯罪発生時における措置及び連絡方法、交通事故の発生状況及び対応等について具体的な指導及び連絡を行うこと。

(2) 警察職員は、立寄りを通じて知り得た地域住民の要望、意見等について、速やかに署長に報告すること。

10 連絡員会議

署長等は、連絡員の効果的な活動を促進するため、必要に応じて連絡員会議、研修会等を開催するものとする。

委 嘱 状

殿

あなたを地域防犯連絡員に委嘱
します。

平成6年 月 日

○○警察署長

○○地区防犯協会連合会長

委嘱状

殿

あなたを

地域防犯連絡所班長

地域防犯連絡所総代

に委嘱します。

平成6年月日

○○警察署長

○○地区防犯協会連合会長

様式第3号

地域防犯連絡戸名簿

番号	氏名 (年齢)	住所 (電話番号)	行政区又は 町内会名	職業・町内 会等役職名	委嘱 年月日	交番等受 持区名

様式第4号

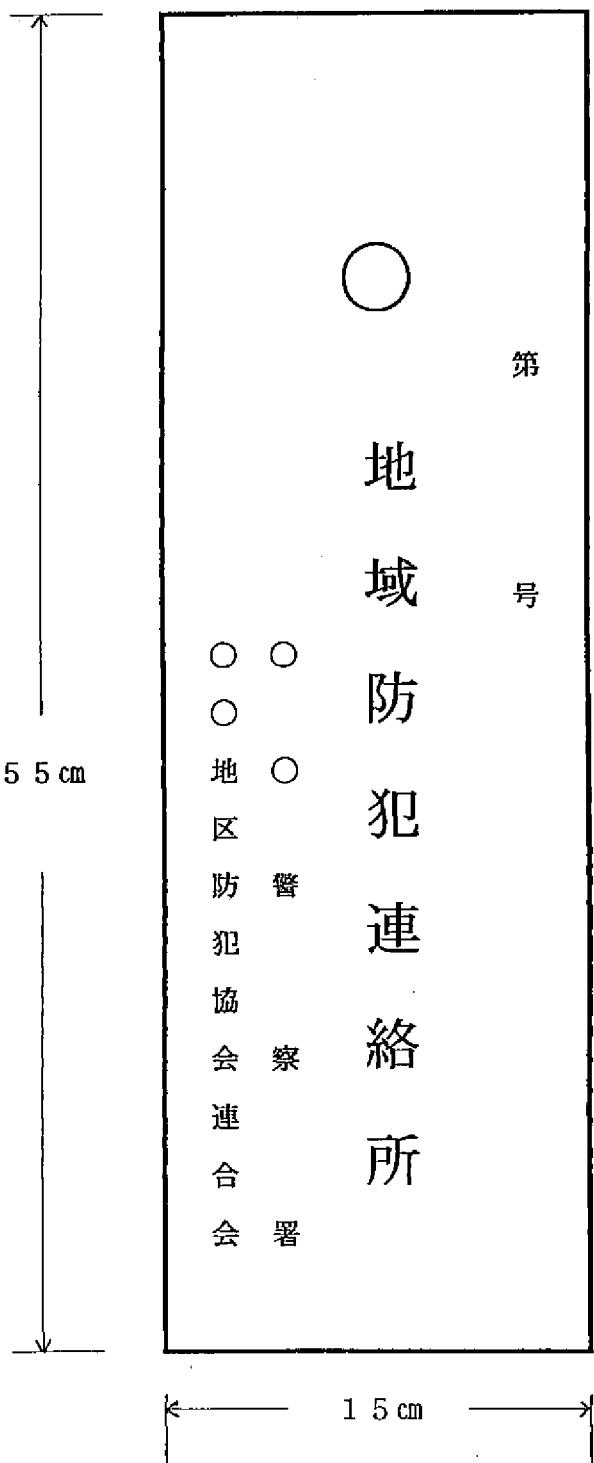
防犯連絡カード

平成 年 月 日

防犯連絡所番号及び氏名			
交番（駐在所）名			
連絡事項			
受領年月日	平成 年 月 日		
受領者氏名	警部補	巡査部長	巡査
印			
連絡所に対する回答日時	平成 年 月 日 時		

様式第5号

地域防犯連絡所表示板



注 1 材質はプラスチック製とする。

2 形状寸法は、上図のとおりとする。